

あづま脳神経外科病院の保育所の紹介

医療法人 秀公会 あづま脳神経外科病院
副院長兼看護部長 牛渡 悦子



医療法人秀公会 あづま脳神経外科病院の院内保育を紹介します。託児所の名前は「保育ルームゆきうさぎ」耳の長いうさぎが目印で、子供たちを待っています。保育室の特長は5つあります。

- 1) ゼロ歳児から小学3年生までの「異年齢児保育」である。
- 2) 保育料金がおやつ・食事代込みで1ヶ月1人19,000円と低料金である。
- 3) 24時間365日対応の保育室である。
- 4) 保育士は11名が全員有資格者であり、公的保育所と同じくらい保育内容が充実している。
- 5) 保育士と常勤小児科医師との連携が上手くいっている。

小児の感染対策などバッチリです。現在、登録児童は54名です。お陰様で、看護師の平均在職年数(4.9年)、既婚率(56.9%)、子供がいる率(56%)、離職率(1.4%)となりました。

福島県看護連盟だより

第14号

平成21年4月発行

発行所/福島県看護連盟
福島市渡利字舟場66-3 TEL.(024)522-9822
発行責任者 笹原和子

ふくしま

F U K U S H I M A

特集 看護現場に影響を及ぼしている法令



紅枝垂地蔵桜

会員のあなたが会員を増やす!!

— 国会に看護職の代表を送り続けるために —

会員数

平成21年度目標 **6,900名**

4月1日現在 **6,508名**

年会費 **7,000円**

本部会費 **5,000円**

県会費 **2,000円**

賛助会員

賛助会入会は福島県看護連盟の主旨に賛同いただける方であればどなたでも入会できます。

年会費 **500円**

ぜひ周囲の皆さんに入会をすすめて下さい。

編集後記

基礎研修受講者も3,321名となり受講率も目標の50%に近づきました。連盟の役割を会員一人ひとりが理解していくことこそ広報誌の目的でもあります。今後も読んでいただける様、紙面づくりに力を入れていきたいと思ひます。

広報委員メンバー

副会長 服部 幸子
幹事 薄井 公子
委員 武田 治美
委員 大内 京子
委員 鈴木 ひと美
委員 深谷 すが



目次

contents

- 新年度に向けての挨拶 P2~P3
- 看護現場に影響を及ぼしている法令 P4~P5
- 会議・研修会報告 P6~P7
- 基礎研修を受講して P8~P9
- 会員の窓あ・お・ぞら P10



新年度に向けての挨拶



参議院議員
南野 知恵子



福島県看護連盟の皆様、年度初めに当り、大変ご多忙のことと存じます。旧年中はいろいろ御支援給わり、有難うございました。今年もよろしくお願ひ申し上げます。

丑年明けの5日から第171回国会が開会されましたが、昨年引き続き「ねじれ国会」で困難を極めております。1月26日には平成20年度第2次補正予算案の審議で、予算委員会で10分の質問時間を得ましたが、「定額給付金」についての質問等で、アンフィニ・ウィークリーNo.202の報告通りであります。2月5日には、自由民主党本部政務調査会のもと委員長として女性に関する特別委員会を開き、「女性の労働問題における地方分権推進委員会の二次勧告について」3団体よりのヒアリングをまとめ、「提言」として党3役、担当大臣、関連役員に提出しました。現在の都道府県労働局は廃止され、ブロック機関に集約される方向性であるため、働く女性の権利の確保や相談対応機能の更なる充実を願いたいことを力説しました。看護協会もヒアリングを受けた一団体です。

「看護の質の向上と確保に関するPT」では、熱心なる審議が行われ、次は中間まとめが考えられています。看護界にとっても医療界にとっても大きな課題であり、久常会長、見藤会長、看護課長共々に情熱をそそいでおり、PTの田村衆議院議員、古川参議院議員も真剣に対応して戴いています。いつあってもおかしくない総選挙に皆様方のお力を!! そして来る参議院選の準備は怠りなく!! のファイトで、この丑年に、猛・望・綱、と元氣良く目標を定めて頑張っていきたいと思ひます。

皆様にとって、素晴らしい年でありますよう。私も、元氣で頑張ります。氣合ひを入れて。



衆議院議員
あべ 俊子



福島県看護連盟の皆様、いつも温かいご支援をいただき、心より感謝申し上げます。救急車のたらい回しや「お産難民」など、地方を中心とする医師不足が大きな社会問題となっていますが、看護職も例外ではありません。医師と看護師は車の両輪であり、看護師不足も同時に同様の力を持って解決しなければなりません。

一昨年、日本看護協会では、「看護職員確保定着推進本部」を立ち上げ、看護職の確保と定着に向けた取り組みを開始したところですが、政府・与党としても全力で支援してまいりたいと思っております。

また、看護協会では看護師の確保と質の向上のため、看護基礎教育を4年制大学化することを決議しています。大変な努力の末、ようやく昨年末には、舛添厚生労働大臣の直属の「看護の質の向上と確保に関する検討会」が発足し、先月、21日に改革の方向性が取りまとめられたところです。

同時に、自民党「看護問題対策議員連盟(看護連)」の中に、基礎教育改革を検討する「看護の質の向上と確保に関するプロジェクトチーム」が設置され、法改正に向けた具体的な検討が始まりました。非常に嬉しいことです。私も看護職出身の議員として、この検討会やプロジェクトチームの活動が実を結び、看護基礎教育改革の実現、卒後臨床研修の制度化、そして看護職が働き続けられる職場づくりにより、キャリアの継続とキャリアアップが可能となる体制整備に向け、一生懸命汗をかかせていただく所存です。

衆議院議員としての任期も残すところ7カ月となり、いよいよ今年は「審判の年」となりました。初当選から3年、これまでも黙々と走り続けてまいりましたが、看護界の抱える政策課題は山積しています。引き続き、衆議院議員として汗をかいていけるよう、全力で頑張っていきたいと思います。引き続き、皆様方のご支援をよろしくお願い申し上げます。

特集 保助看法

看護現場に影響を及ぼしている法令

看護に関する法律の中で最も影響の大きいものが、保健師助産師看護師法(以下、保助看法)です。今回は保助看法制度の歴史と、看護現場に大きく影響を及ぼしている第6条について詳しく説明します。

1946(昭和21)年 日本国憲法制定

第2次世界大戦後にアメリカの影響下日本国憲法がつけられました。

当時の日本の看護教育はあまりにも遅れていました。進駐してきたGHQ/SCAPのアメリカ人ナースは日本の現状を変えるべく努力しました。戦前の日本医学はドイツ流で医者は権威者として社会に認められ看護婦は女性蔑視の風潮で医師の手足、従属物のように扱われていました。

1948(昭和23)年 保助看法の制定

第5条「看護師の定義」

この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話または診療の補助を行うことを業とする者を言う。

この時点で医師の指示についての表現はされていないことを重視しなければなりません。看護職は独立した専門職であることが位置づけられています。看護婦は医師と同じ給与表を使い大学教育修了者並みに評価されていました。(表1)



表1 特殊資格職員初任給基準表(昭和25年度)

職種	学歴免除等の資格	初任給	金額(円)
医師	医大卒	7級1号俵	9,250
	医専卒	6級3号俵	8,150
歯科医師	歯科医専卒	6級2号俵	7,900
薬剤師	大学卒		
	旧大卒	6級3号俵	8,150
	新大卒	6級1号俵	7,650
看護婦	A 旧制専門学校卒 新制看護婦学校養成所卒	6級1号俵	7,650
	B 高女卒を入学資格とする 旧制看護婦養成所卒	5級2号俵	6,200
	C 高小卒を入学資格とする 旧制看護婦養成所卒	5級1号俵	6,000
	D 都道府県検定資格合格者		
歯科衛生士	歯科衛生士学校卒	4級3号俵	5,700
栄養士	新大卒	6級1号俵	7,650
	栄養学校(3年制)卒	5級3号俵	6,400
	栄養学校(2年制)卒	5級1号俵	6,000
	新検定合格者	5級1号俵	6,000
	旧検定合格者	4級3号俵	5,700

(金子光編集:初期の看護行政 日本看護協会出版会, 1992, p.204.)

1951(昭和26)年 保助看法に第6条が追加

その後の日本の看護の発展を妨げることになります。

第6条「准看護師の定義」

この法律において「准看護師」とは都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師または看護師の「指示」を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

准看護師に第5条で定義される看護師業務ができるということで、看護師業務は実際より低く位置づけられたこととなります。

現在でも保助看法以外に看護師の業務を規定した法律はないのですから、看護大学が看護師のレベルアップに勢力を傾注しても、大卒看護師、大学院卒看護師の業務は法律上、准看護師の業務と同じことになるのです。

看護業務は法的には准看護師の業務に格下げされ、医師とは違う給与表がつくられました。(表2-1)

もともと単純労働者の賃金基準から始まっているので大卒看護師も給与の上昇は低く、年齢を重ね気がつけば相対的には低くなっているのです。(表2-2)

表2-1 公務員の給与区分

医療職(一)表 医師
医療職(二)表 薬剤師、栄養士、放射線技師
医療職(三)表 保健師、助産師、看護師、准看護師

表2-2 国立病院

医療職(三)表…公務員である看護師の給与表で多くの医療施設で参考にしています。

職種別常勤職員 1人平均給与 (17年6月)

区分	給与(月額)	賞与	合計
病院長	1,043,009	347,501	1,390,510
医師	826,811	197,044	1,023,855
薬剤師	449,161	135,341	584,502
看護職員	356,519	101,424	457,943
看護補助職員	272,355	94,604	366,959
医療技術員	397,326	125,534	522,860
事務職員	417,168	129,948	547,116
技能労務員	351,904	105,333	457,237



参考資料 「看護職者のための政策過程入門」

法律・制度を変えることができるのは国会である。看護の代表を国政に送ることで私たちの働く環境を整備できる。第6条の弊害を改正することが大きな課題、政策決定の場に我々の代表を出さないと目的は達成できない。准看護師制度があるために看護の地位向上・給与に関しても進展しないことを認識しなければならない。看護職が法律に関心を示し何をしなければならぬか真摯に受け止めて行動しないと現状は変わらない。看護職の政治力の強化が必要であることを気づいてほしい。法律が全て基盤になっている現状を理解して、今改正しなければ看護界は進展しない。看護協会と看護連盟の団結で目的達成しよう。

福島県看護連盟会長 笹原和子

会議・研修会報告

石田幹事長研修会

期日 平成20年12月12日(金)
郡山:10:00~11:45
いわき:14:30~16:30

会場 郡山会場:郡山ビューホテルアネックス
いわき会場:報徳苑

講演 テーマ「働きやすい職場づくり」
講師 日本看護連盟 幹事長 石田 昌宏



看護管理者新春のつどい

期日 平成21年1月10日(土) 13:30~17:30

会場 郡山ビッグアイ

参加 133名

共催 社団法人福島県看護協会
福島県看護連盟

講演 テーマ
「介護報酬改定(案)からみる看護の展望」
講師 社団法人日本看護協会 常任理事 高階 恵美子



県役員・青年部委員合同研修会

期日 平成21年2月4日(水)
14:00~17:00

会場 ホテルプリシード郡山

講演 テーマ
「青年部の仲間づくり」
講師 日本看護連盟 幹事 中 友美
グループワーク
「基礎研修にどのように
関わっているか」



県役員・支部長合同会議

期日 平成21年2月7日(土)・8日(日)

会場 清稜山倶楽部

今年初めての県役員・支部長の合同会議開催

20年度前期活動状況の振り返りと、後半目標達成に向けて活動していくことを確認しあった。1月末開催された全国会長会で提案された21年度日本看護連盟活動計画(案)を伝達、福島県としての進め方を協議した。役員・支部長・青年部との連携強化を図り今後の活動が良い形で展開できるように努力しなくてはならないことを真摯に受け止める機会になった。



看護教育者セミナー

「看護教育者セミナーに参加して」

学校長 上山 悦代
(太田看護専門学校)

期日 平成21年1月24日(土)

会場 JNAホール



私は平成20年4月に、35年間住み慣れた神奈川県から福島県に夫と共に移り住み、福島県人の仲間入りをさせていただきました。この度セミナーに参加する機会をいただき、大変光栄に思いました。看護基礎教育のあり方が大幅に変わろうとしている時期ですが、連盟の活動に関心がやすい教育関係者は多いと聞きます。見藤会長が、保健師助産師看護師法(保助看法)の第6条がどうして作られたのか歴史的背景を話され、「医師の指示のもと」という文言が入ったことで、看護業務そのものにも「医師の指示」を強くしてしまった経緯は、看護師の法律への関心が余りにもうすかったからだと言われました。基礎教育の中で「看護政策に関する内容」をもっと歴史的背景をふまえて教授していく必要性を強く感じました。看護大学が各県に出来たのは、看護師等の人材確保の促進に関する法律が平成4年に出来たことで、質の高い看護師等の養成という基本的指針がうちだされ、各県に立派な看護大学が出来るようになりました。1つの法律が出来たことで、財政支援措置がとられ、平成4年では14校であった看護大学が今では157校に増加しました。看護基礎教育で「看護と法」とか「看護政策論」はきちんと教授して政治に強くなっていきたくて思いました。看護基礎教育の改革には保助看法の改正が必要です。2名の組織代表では決定していくまでに、尽力不足とつくづく感じました。「制度は政治によってつくられる」ことが理解できましたので、私達の代表をぜひ国会に送り出したいです。セミナーに参加させていただきありがとうございました。

都道府県看護連盟会長会

期日 平成21年1月30日(金)・31日(土)

会場 虎ノ門パストラル

平成21年度の活動計画案が提示されました

見藤会長より今の厳しい国政の状況では看護連盟として組織全体で真摯に受け止めて行動しなくてはならないと挨拶があった。前回は思うように結果がのびなかったため、アンフィニにプラスしてメールの活用と基礎研修を十分に浸透させることが重要である。今後、地域を巻き込む方法も実施して強力な活動をしてよい結果を出すことが求められる。



基礎研修を受講して

各地区から若手会員の方々の基礎研修を受講しての感想をお伺いしました。

1. 基礎研修の内容はどうでしたか？

看護連盟と看護協会は密接な関係にあることを知りました。

以前脱会した時にはわからなかった連盟に入る意味を理解することができた。

連盟についての基礎的な事や看護協会との役割の違いを知り、連盟が今までより身近に感じる様になった。

看護と政治が密に関わって現在の看護制度があることを知った。

2. 看護連盟の役割についてどう思いましたか？

国政と看護の関係は密にあることを知り驚きました。看護政策の実現には連盟活動が不可欠であり、私達が安心して働き続けるためには、連盟はとても大切な組織であることを知りました。

看護の現場を良くする為には、政治力の強化が不可欠であることが一番印象的に感じた。

看護連盟の具体的活動とは

看護職の働く環境を整備するために、法律、制度改正に直接携わる国会に代表を送り出す事を目指しています。

例) 夜勤の時、子供をみてる人がいないので仕事を続けられない

→ 看護職が夜勤を行う施設での、夜間保育施設確保を義務化する。

3. 連盟に期待することは何ですか？

働き続けられる育児環境、キャリア向上のための支援を含め看護師として誇りを持ち続けられるよう地位向上に努めてほしい。

短時間正職員制度・院内保育園の設置等で看護職の離職を防ぎ職場を充実させることが大切です。看護からの要望で現在舩添要一厚生労働大臣が「看護の質の向上と確保に関する検討会」を発足させ諸問題を検討中です。現場の課題のほとんどは政治が関係していますので国政に代表を送る重要性を周知したいと考えています。

ぜひ私たち臨床の場で働く人々の声を、どんどん国会の場で代弁して欲しい。

研修会終了後のアンケート「現場の声」を本部で集約していますが、全国的に問題は同じという結果が出ています。看護要員不足・給料が安い・過重労働・サービス残業などの解決のためには、看護職の代表が現在の衆議院一人、参議院一人では力不足です。看護職の団結で代表国会議員を増やすことが重要です。

強い組織を目指し私たち医療者または患者様のベッドサイドの声をこれからも伝え看護の向上、労働環境の整えをさらに良くしてほしい。

2008年春号アンフィニの「看護職よもっと現場の声を届けよう」に、舩添厚生労働大臣と見藤日本看護連盟会長の対談内容が掲載されています。一番重要なことは国会の場で発言する代表を複数送ることが問題解決の早道です。

青年部を通じて若者が参加しやすく、親しみやすい組織づくり・啓蒙を期待したい。

平成20年度、福島県青年部委員15名は仲間作りを重視して積極的に活動しました。次は支部青年部・支部長・県役員と連携を密にして、若い方々に看護連盟を理解し活動に参加してもらうのが目標です。若い世代の活動が進み政治への関心を深めることが、会員増と組織強化につながると考えています。今後も青年部の活動を県看護連盟全体でバックアップしていきます。

現場だけでは解決できないこと、改善していかなくてはならないことを伝えていってほしい。

看護制度をよりよいものに改革するには、政治の力が必要です。そのことを看護職自身に理解してもらうため、看護職個人の意識改革も含め基礎研修の推進に力を入れています。

看護連盟をよりよく一般の方にも理解できるような活動をしてほしい。

県会議員との懇談会を定期的に行い夜勤現場の見学など看護連盟への理解を深めてもらう努力をしています。今後更に多方面に一層の働きかけをし、看護の代表を国政に送るため、地域や他職種に広く協力が得られるように取り組んでいきます。看護職一人ひとりがアピールしていくことも期待しています。

自分たちのために、看護界のために

看護連盟へのいろんな期待がありましたが、自分たちが行動しなければよい結果に結び付かないということです。舩添厚生労働大臣直属の「看護の質の向上と確保に関する検討会」がスタートできたのも介護報酬改定で訪問看護・施設の看護体制への加算実現したのも看護の代表議員の活躍の結果です。国政に代表を送り政治的に諸問題を解決することで、働く環境が良くなり利用者には良い看護の提供ができます。看護連盟は皆様方に看護職能団体(看護連盟の活動)を理解して参加・支援していただくため活動しています。連盟会員を増やし組織を強化して働きやすい職場を確保するために、一人ひとりの強い責任と行動力が必要ですのでよろしくお祈りします。(会長 笹原 和子)